

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例	公 布 日	昭和33年10月24日
条 例 番 号	昭和33年三重県条例第47号	直 近 改 正 日	平成20年12月25日
所管部局課	教育委員会事務局教職員課	電 話 番 号	059-224-2953
条例の概要	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第4条第1項の規定に基づき、県立の学校の非常勤の学校医等の法に規定する補償について、その範囲、金額等を定めるものである。	条例の 類型	委任型
視 点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	学校医等の公務災害補償については、国家公務員の医療職との均衡を考慮した制度設計が必要であり、条例の目的は現在でも妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	学校医等の公務災害補償制度は、国家公務員の医療職が受ける補償制度との均衡を考慮して条例で定めることが必要であり、特別職の地方公務員である学校医という身分上、公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	学校医等に公務災害が生じた場合は、条例に基づく対応が必要である。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	補償の範囲等については、法第4条第1項により条例での規定が必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	法第4条第1項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	補償の範囲等について条例の規定で定めており、実務上の食い違いはない。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	法第4条第1項の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	学校医等の公務災害の補償の範囲等について定めるものであり、限定的なものである。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	学校医等の公務災害の補償の範囲等について定めるものであり、限定的なものである。
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・ 廃止の 必要は ない	理 由	特 記 事 項	見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はないと考える。			無